

混廃分別方法の見直しも検討

安定型処分場 政省令改正か

- 環境省の主な検討事項
 - 建設混合廃棄物の分別方法などについて定めた告示(環境庁告示第34号)を見直し、熱しやすく減量の確認実施を追加。通知等で、分別して投げ出されたことの定義を明確化することや熱しやすく減量測定法、頻度などを示す
 - 排出事業者、中間処理業者における安定型5品目以外の付着・混入防止を徹底させる。処分場への排出事業者に対し廃棄物情報の添付または通知を求める
- 収集運搬時の混入防止の義務化
- 構造基準を見直し、廐分埋立全体を代表する浸透水を採取するため、底部の蓄積水槽、底部集水管、堅型集水管、排水設備、調整池などの設備を設置すること
- 廻路運搬車の構造要件(廃棄物の飛散・流出、汚水の地下漏洩、安定型5品目以外の廃棄物の理化工場への混入防止)を規定する
- 廻路検査の結果を記録(日時や排出事業者名、車両番号、運送者、マニフェスト番号、廻路検査の結果、注意事項等、写真など)、保存の権利化

※関係者へのヒアリングなどを基に本紙が作成

安定型処分場の変遷	
1977年3月	安定型処分場の対象物として、①液プラスチック類 ②ごみくず③金属くず④ガラスくずおよび陶器くず ⑤工作物の除去に伴って生じたコンクリート塊等のこれらに付ける不要物これらに準じるものとして環境庁長官および厚生大臣が指定する産業廃棄物」と規定
1995年4月	ショレッダースタット(自動車等廃碎物)の埋立禁止
1998年6月	廃プリント記録板(鉛を含むはんだが使用されているもの)、絶縁・板・鉛蓄電池の電極、廃フランジ板(鋼管部)、紙と石膏ボード、有機性汚物類の付着した廃容器包装の埋立禁止 安定型5品目以外の廃棄物の混入だけでなく、付着防止のために必要な措置を講じることも規定。特に建設用合産廃棄物は分別、選別を徹底するため「充てん規定」で安定型5品目、布などが付着しているものを除きそれとそれ以外を分別して排出する方法②混合して排出されるものを手、あるいは風力、磁力、電気などで安定型5品目とそれ以外に選別して、新しくく廃棄を5%以下にする方法③を定めた
2006年6月	廃陶磁器を義務付け、廃陶器状とは、全量を対象に、埋立処分区に搬入する車両から廃棄物を落して広げ、自己で安定型5品目以外の付着、混入の有無を確認することと、埋立地以外の場所、埋立地内部で自立終了した場所など、付着、混入があつた場合に廃棄物が回収できる場所を定めて行う
10月	石綿廃棄物(石綿等、石綿含有産業廃棄物)の無害化処理物が安定型産業廃棄物に追加

同省の主な検討事項には、▽建設混合廃棄物の分別方法▽排出事業者に対する廃棄物情報の添付または通知▽報の添付または通知▽収集運搬時の混入防止▽構造基準の見直し▽、展開検査場の要件、結果の記録——などが挙がっているとみられる。分別方法は「告示では熱しく減量の確認

義務はない。測定方法を明示して、排出事業者がどう運用してもらえるかを検討していくたい」(同省)。対象を建設混合廃棄物の中間処理残さに絞る案も検討しているものようだ。

通知については、昨年度のあり方検討会に出席した委員も「基本的

今回の通常国会で成立した改正廃棄物処理法の政省令公布にあわせ、環境省は安定型処分場の構造基準などを見直す方向で検討していることが関係者への取材でわかった。ただ、昨年度行われた「最終処分場に係る基準のあり方検討会」では、規制のあり方など一部について、識者間で意見が分かれたという。最終報告書も現時点では未完成だ。検討事項には、廃棄物情報の添付や構造基準の大幅な見直しなど重要なテーマが挙がるだけに、慎重な検討が求められる。

省令改正か
しも検討
とも向上する(検討会委員)。ただ「管理型のよみに性能指針までは求めない」(同)という。同省も「浸透水を探取できなければ確認の展開検査の問題点とていて。あり方検討は2003年度から統的に行われてきたが、相次ぐ建設差し止め決を受けて、07年度

は、一廃棄物の搬入管設置の徹底、集排水施設の浸透水採取設備・集排水機能の確保に関する構造基準の明確化等が検討されてきたところであり、今後、これを踏まえ早期に法令の改正を行っていきたい」と明記されている。

題も口にしてくる。
昨年度の検討会に出
席したある委員も「現
行の安定型廃分場では
問題という見解は概ね
一致しているが、『規制
は最小限にすべき』と
いう意見があつたのも
事実。具体的には集水
管や難透水性構造など
の全面採用については
意見が分かれており、最
終報告で調整すること
になつてゐる」と話す。
検討会は非公開で行
われてきたことから、議
論の詳細は公にされて
いない。このため、「開
開検査、処分場の構造
基準見直しとも必要と
いふ」と一致したの
かわからない。はじめ
に改正ありきじ、議論の
中で使われるものを取
り替えてくるとも受け
取れる」(業界関係者)
という意見も挙がる。
先月25日に行われた
全国廃棄物・リサイク
ル行政主管課長会議で

既往となるべく、ただ
情報に熱しやく減量や
溶出試験を求めるとして
安定型処分場向けの廢
棄物のみに運搬基準を
設けることなども、具
体的な方向性はまだ見
えていないところ。
「8月」も政省令案
の「パブコメ」と伝わる
中、あり方検討会の最
終報告がまとまってい

関係者は「廃棄物処理制度専門委員会の第7回検討会では、確かに構造基準も維持管理基準の強化、搬入管理の手法の見直し、処分場の浸透水チェック機能の強化などが検討状況として挙がっていた。ただ、最終報告では安定型処分場の類型廃止ではないとされたはず。構造基準を見直すならば実質的な安定型廃止だら」と話す。構造基準についてもある検討委員は「自社処分場やがれき類、ガラス陶磁器くずなど品目が限定された処分場まで規制する必要があるのかは議論がつゝまれていない」という。構造基準は新規の計画、展開検査は既存施設を含めて適用されるものと考えられる。分別方法や廃棄物情報の添付、通知などは排出事業者を含めた適用範

ない段階で同省が政令公布にあわせた見直しを検討はじめた上で、「どの程度本かつかみかねる」といふ意味を口にする関係者がいる。

中華書局影印